

AFTC MOTORCYCLE INFORMATION

vol. 22
2021

モーターサイクル インフォメーション

CONTENTS

1. 適正な表示を推進するため、必ず実施してください! 02
 - ① プライスカード等のセルフチェック 03
 - ② 「品質評価者」資格の取得(品質評価者講習の受講) 04
2. 中古バイクの表示方法を明確にしました
-「年式」、「メインフレーム」等は、以下に基づき表示してください- 05
 - ① 「年式の表示」 05
 - ② 品質評価基準表における「メインフレーム」の扱い 06
 - ③ 電動バイクの「燃費(一充電走行距離)」の表示 07
 - ④ レンタルもしているバイクを販売する際の表示 07
3. SNS等を活用した「品質評価実施店」のPR企画が
スタートします!
-「品質評価実施店」のお店紹介動画を投稿して
安心のポイントをPR- 09
4. 中古バイクの走行距離は、規約に基づき適正に
表示してください!
-本年度も「中古バイクの走行距離表示に関する
実態調査」を行います- 12

この資料に関するお問い合わせは

一般社団法人

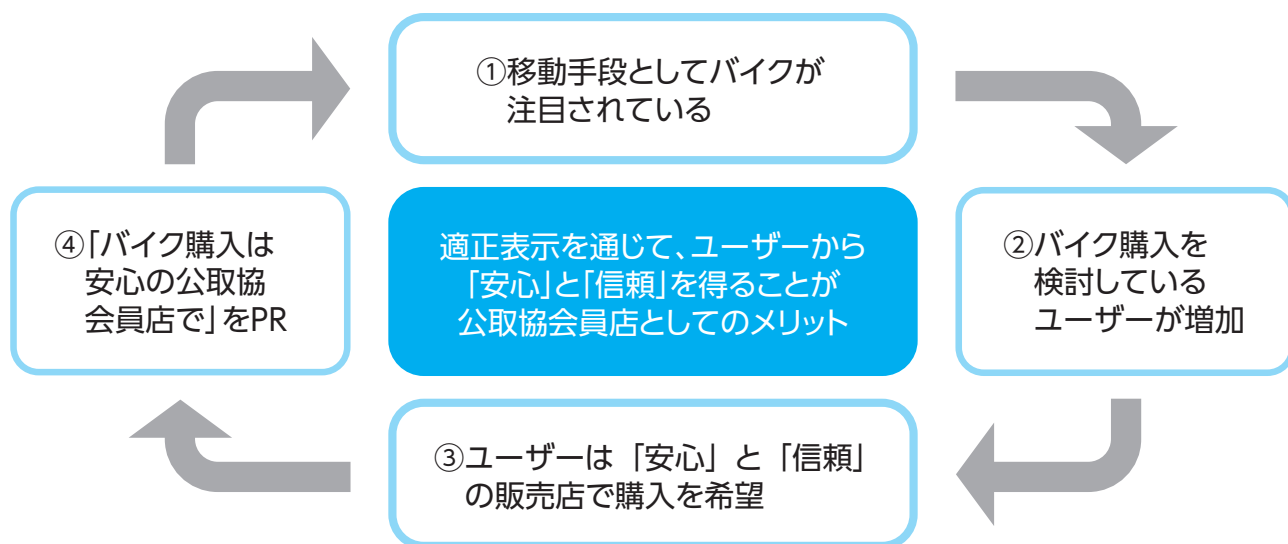
自動車公正取引協議会【二輪車業務部】

TEL 03-5511-2113 E-mail.nirin-info@aftc.or.jp

現在、通勤や通学、また、移動手段としてバイクが注目されており、新たにバイクユーザーになろうとしている方が増えています。

そのような中、ユーザーに安心してバイクをご購入いただくため、会員店の皆様と公取協が一緒に「公取協会員店は適正表示で安心である」旨をPRすることが重要となります。

この冊子では、ユーザーから信頼される公取協会員店であるために、必ず実施していただきたいことや、適正な表示の方法などを改めてまとめましたので、内容をご確認いただき、適正表示を推進していただきますようお願いいたします。



01

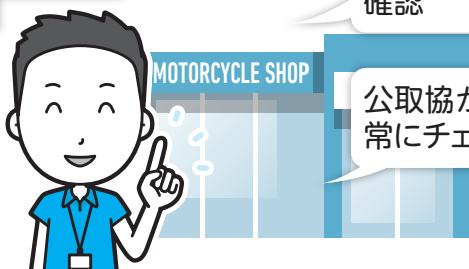
適正な表示を推進するため、必ず実施してください!

「二輪車公正競争規約」(以下「規約」という)は、価格や品質等の情報を適正に表示すること、不当な表示等を禁止することを通じ、バイク業界に対するユーザーからの信頼確保を目的として、業界全体で検討し、自主的に設定したバイク販売の際の表示のルールです。

規約に基づき、価格や品質を適正に表示

品質評価者講習を受講してルールを再確認

公取協からの情報を常にチェック



公取協会員店

||

ルールに基づき
適正な表示を行う
「安心の販売店」

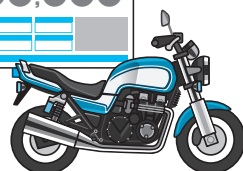
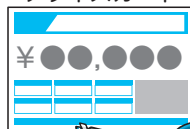
公取協会員店は、規約を遵守し、お客様が必要とする情報を適正に表示・説明することで、ユーザーからの信頼をさらに得ることにつながり、「公取協会員店なら安心」の認識が広がります。

公取協会員店って、プライスカードに色々な情報が書いてあって分かりやすい!

公取協の資格を持った方が色々教えてくれるね!



プライスカード



バイクは初めてで不安だったけど、これなら安心して選べるね!

メンテナンスや次乗り換える時も、このお店にしようかな!



このように、適正表示を推進し、「ユーザーから信頼される公取協会員店」であるために、会員店の皆さんが必ず実施しなければならないことがあります。

【適正な表示を推進するため、必ず実施しなければならないこと】

- ①店頭表示(プライスカード等)のチェック活動 【3ページ】
- ②「二輪品質評価者」資格の取得・更新 【4ページ】

次ページ以降に、上記のポイント等をご紹介しますので、必ず実施してください。

適正な表示を推進するため、必ず実施していただくこと①

店頭表示(プライスカード等)のセルフチェック

年に1回、自店の店頭表示がルールどおりとなっているか確認し、適正表示の意識向上を図っていただくため、会員店自ら店頭表示をチェックしていただく、「**プライスカード等のセルフチェック**」を実施しています。

なお、今年度の実施時期や方法につきましては、別途、郵送とメールでご案内いたしますので、必ず実施しましょう!

【プライスカード等のセルフチェックの流れ】

スマホ、パソコンを使用して、郵送案内にあるQRコードや公取協ホームページのバナーから**チェック専用ページ***にアクセス

チェック専用ページ*で自店の表示をチェック・結果送信

*国内ディストリビューターが販売店とのコミュニケーションにも使用している、操作が簡単なアンケートツールであるgoogleフォームを使用しています。

チェック専用ページ(googleフォーム)のイメージ

プライスカードセルフチェック

店頭プライスカードの表示状況をセルフチェック

*必須

会員番号【重要】*
封筒のラベルに記載された(またはメール記載)会員番号を入力します。(必ず枝番号(-以降の数字)までご入力ください)

回答を入力

販売店名【重要】*
チェックアドバイス活動案内文書に記載された販売店名を入力します。(支店が多数ある場合は支店名までご入力ください)

回答を入力

車名・主な仕様区分について*
排気量、グレード、モデルイヤー等、車両を特定する情報を表示していますか?

NEW 新車	車名 テヨダ900 ABSモデル	車台番号 CH8B19-11819
主な仕様・特長 10周年限定カラー	モデルイヤー 2020年	製造国 日本

現金販売価格(消費税込) ※保険料、税金(消費税を除く)、登録料に別途費用等は含まれておりません。

¥819,000

保証付 12ヶ月又は無制限走行
保証書の交付あり

保証整備工場を完備!アフターサービスもお任せください!

公取モータース

はい
 いいえ

セルフチェックの実施が「品質評価実施店」の選定につながります!

「品質評価実施店」は、3つの選定条件(①品質評価者の在籍、②本チェック活動の実施・報告による適正表示の確認、③所属団体・担当販社の推薦)を満たしたお店が選定されますので、本チェック活動を実施してください。

なお、すでに「品質評価実施店」に選定されているお店につきましては、本チェック活動を実施しないと、選定から外れてしまいますので、毎年、必ず実施しましょう!

適正な表示を推進するため、必ず実施していただくこと②

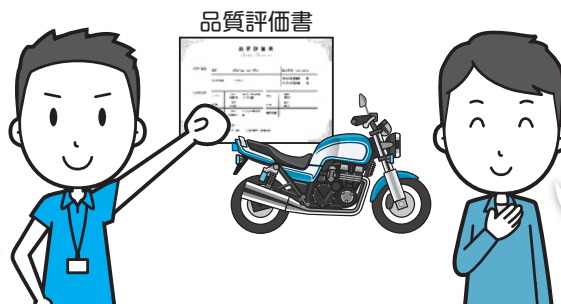
「品質評価者」資格の取得・更新(品質評価者講習の受講)

お客様の中古バイク購入の際の不安感を払拭し、安心して中古バイク選びをしていただくため、規約において、中古バイクを展示・販売する場合は、**「品質評価者」が中古バイクの「品質評価」を実施して、その結果を「品質評価書」で表示、購入者には同書面の内容を説明し、交付することが定められています。**

公取協は、**「品質評価者講習」**を開催し、一定の知識・スキルを習得した受講者を**「品質評価者」として認定**していますので、品質評価や査定業務に携わっている方は、必ず本講習を受講し、資格を取得してください。

品質評価者講習で品質評価に関する知識やスキルを習得!

知識やスキルを基に、エンジンや足回りなどの車両状態をしっかりと確認!



バイクは初めてだし、キズぐらいしか分からない…

でも、このお店は品質評価書に車両状態が分かりやすく書いてあるから安心して選べるね!

品質評価者について

- 公取協が開催する「品質評価者講習」を受講することにより、個人に付与される資格です
- 資格の有効期限は3年間***で、有効期限が切れる年度に「更新講習」を受講して資格を更新する必要があります
 - ※受講年度+4年の3月末まで(例:2021年度に受講された方→2021+4=2025年の3月末まで有効)
- 資格を取得(更新)された方には、「品質評価者証」を交付しています

自店の品質評価者の在籍状況や有効期限の情報は、公取協ホームページ内の「会員専用ページ」でご確認いただけるほか、講習開催のご案内に同封されている「品質評価者一覧」でもご確認いただけます。

品質評価者講習について

毎年、8月下旬ごろに、講習開催のご案内を全店に郵送でお届けしています。

	対象者	講習期間	受講料
新規講習	●新たに資格を取得する方 ●期限が失効してしまった方 ●新規入会された方	通年 (2021年度より)	6,000円
更新講習	●資格を更新される方	9月~11月末	4,000円

「品質評価者」資格を取得して、「品質評価・品質査定」を実施しましょう!

中古バイクの購入時や売却時におけるユーザーの不安を解消し、公取協会員店ならではの「安心」をお届けするため、**品質評価者未在籍店で、品質評価を実施していない会員店におかれましては、必ず新規講習(通年開講)を受講いただき、品質評価・品質査定を実施してください。**

02

中古バイクの表示方法を明確にしました

■「年式」、「メインフレーム」等は、以下に基づき表示してください

右記の項目については、規約に基づく表示方法が、正しく理解されていないと考えられること、また、表示の考え方を明確にしてほしい、との声があることから、規約に基づく表示方法を明確にしました。

会員の皆様におかれましては、以下を参考に、適正な表示を行っていただきますようお願いいたします。

【表示方法を明確にした項目】

- ①「年式」の表示
- ②品質評価基準表における「メインフレーム」の扱い
- ③電動バイクの「燃費(航続距離)」の表示
- ④レンタルもしているバイクを販売する際の表示

1. 「年式」の表示

現行の中古車規約では、「年式」については、「最初に車両番号の指定を受けた年(国内初度登録・届出)」を表示(年式が不明の場合には、その旨を表示)することとなっておりますが、「年式=初度登録(届出)年」であることが正しく理解されていないケースや「モデルイヤー」であると誤解されているケースもあるため、表示方法を明確にしました。

表示のポイント

「年式=初度登録(届出)年」であることを明確にするため、**プライスカードや広告の「年式」を、「初度登録(届出)年」に変更**すること。

【公取協プライスカード作成システムにおける対応】

次のように変更しましたので、積極的にご活用ください!

- ①「年式」を「初度登録(届出)年」に変更。
- ②車両を特定する情報を積極的に表示するため、主な仕様区分欄に「モデルイヤー」の表示箇所を追加(新車・中古車共通)。

表示例 (公取協プライスカード作成システム・一部抜粋)

The image shows a price card for a used motorcycle. The card is divided into several sections. On the left, it says 'USED 中古車'. In the center, the model is 'チョダ AX400R ABSモデル'. On the right, there are two callouts: '1' pointing to '初度登録(届出)年 2015年' and '2' pointing to 'モデルイヤー 2014年'. Below the model name, it says '主な仕様・特徴 ツーリングパッケージ (ETC、ラゲッジ装着済み)'. At the bottom, it says '現金販売価格 (消費税込) ※保険料、税金(消費税を除く)、登録料に伴う費用等は含まれておりません。' and '製造国 日本'.

- ▶ プライスカード作成システムのダウンロードはこちら <https://www.aftc.or.jp/member/>
- ▶ 「品質評価実施店」専用ライスカード作成システムのダウンロードはこちら https://www.aftc.or.jp/mc_member/tools_download.html

【自社作成等のライスカードにおける対応】

自社作成のライスカードを使用している場合、「年式」を「初度登録(届出)年」に変更してください。



長期在庫の旧モデルの新車を販売する場合や初度登録(届出)年とモデルイヤーが異なる中古車を販売する場合、モデルイヤーがある車両の場合は、その車両を特定する情報として「モデルイヤー」を表示してください。

公取協では、上記内容の周知活動を実施するとともに、2022年度に二輪車規約を改正(「年式」を「初度登録(届出)年」に変更)する予定です。

2.品質評価基準表における「メインフレーム」の扱い

会員販売店より、メインフレーム*の評価を実施するにあたり、チェック結果を品質評価基準表に記入する際に、「具体的にどの部位に損傷があるのか明確にしたい」との要望があったことから、表示方法を明確にしました。

※規約で定める「メインフレーム」には、ハンドルストッパー、シートレール等を含みます。

表示のポイント

品質評価基準表における小項目「メインフレーム」の部位を細分化し、「フレーム・ハンドルストッパー・シートレール」の項目を選択して表示すること。

※ハンドルストッパー、シートレールがメインフレームに含まれることは変わらないため、どの項目を選択しても、小項目「メインフレーム」として評価すること

変更前		品質評価		正常
車体	※	メインフレーム		
		ステップ		
		スタンド		

変更後 (ハンドルストッパーを選択した例)		品質評価	正常に作動している状態	使用上問題のない錆、傷等あり
車体	※	メインフレーム		錆、傷がある
		□フレーム □シートレール ☑ハンドルストッパー	正常	
		ステップ	正常に作動	錆、傷がある
		スタンド	正常に作動	錆、傷がある

- ▶ メインフレームが細分化された品質評価基準表は、ライスカード作成システム内や会員店専用ページから入手できます。(会員店専用ページはこちら <https://www.aftc.or.jp/member/>)

3. 電動バイクの「燃費（一充電走行距離）」の表示

現行の新車規約に基づく燃費の表示方法については、ガソリンを使用するバイクが前提で、電動バイクについては、燃費として何を表示すべきか明確にされていませんでした。

そこで、電動バイクの「燃費」を表示する際の内容（一充電走行距離等）を明確にしました。

表示のポイント

電動バイクの広告に燃費を表示する際には、以下を**明瞭に表示**すること。

- ①「一充電走行距離」及び「公式テスト値である」旨
- ②一充電走行距離の説明として、「一充電走行距離は、定められた試験条件下の数値であり、実際の走行条件等により実際の数値は異なる」旨

広告の表示例



●●メーカー
電動バイクB

1
一充電走行距離 **35km***
30km/h定地走行テスト値(国土交通省届出値)

2
※一充電走行距離は定められた試験条件での値です。お客様の使用環境(気象、渋滞等)や運転方法、整備状況(タイヤの空気圧等)により、実際の値は異なります。

4. レンタルもしているバイクを販売する際の表示

最近、販売している中古バイクをレンタルバイクとして貸出もしている事業者が全国的に増加しています。しかしながら、そのような中古バイクについては、

- 広告掲載時よりも走行距離数が多くなる(広告と実際が異なる)可能性がある
- レンタル中に消費者が来店した場合、店頭に残車がないため、「おとり広告」となる
- レンタルバイクとして使用されていること(使用歴)を伝える必要がある

など、表示上の問題だけでなく、消費者トラブルにもつながる可能性があります。

そこで、「レンタルバイクとして貸出もしている中古バイク」を販売する際の表示方法を明確にしました。

表示のポイント

①走行距離数について、次のとおり表示すること。

【広告の表示】

「掲載時点の走行距離数」

「掲載している走行距離数より、実際の走行距離数の方が多くなる場合がある」旨

※WEB広告については、走行距離数が増加した場合、その都度、情報を更新して、常に最新の走行距離数を表示すること。

【プライスカードの表示】

「展示時点(最新)の走行距離数」を表示

※常に最新の走行距離数を表示すること。

②「レンタルバイクとして使用している」旨を明瞭に表示すること。

広告の表示例



② レンタル車両

バイクC

現金販売価格 27.5万円



初度登録年	保証	国	① 走行距離	修復歴	定期点検整備	車検(自賠責)	塗色	車台番号
2012年	6か月	日本	37,819km	なし	付	期限切れ	レッド	819

②

レンタル車両

…レンタルバイクとして使用しているため、掲載している①走行距離数より実際の走行距離数の方が多くなる場合があります。詳細はスタッフまで。

①

プライスカードの表示例

USED 中古車 **②** **「レンタル車両として使用しています」**

車名 **チヨダ900 ABSモデル** 初度登録(届出)年 **2016年**

主な仕様・特徴 **ETC・ナビ付** モデルイヤー

現金販売価格 (消費税込) ※保険料、税金(消費税を除く)、登録料に伴う費用等

¥568,000

車検(自賠責)の有効期限	2021年12月	走行距離数	15,600km
バイクの修理の状況		定期点検整備	付 ※定期点検整備記録簿の交付有り

■レンタル車両として使用しています■ 認証整備工場完成!アフターもお任せください!

公取オート

※走行距離数は、常に「展示時点(最新)の走行距離数」を表示します。

03

SNS等を活用した「品質評価実施店」のPR企画がスタートします!

「品質評価実施店」のお店紹介動画を投稿して安心のポイントをPR

適正表示を推進している「品質評価実施店」を応援するため、ユーザーに対して、**あなたの街の「品質評価実施店」**をコンセプトに全国の品質評価実施店の皆さんを紹介してまいります。

品質評価実施店としての安心ポイントやお店のPRポイントを、動画に収め、SNSにハッシュタグ **#品質評価実施店** を付けて投稿していただければ、当協会ホームページやSNS等でご紹介させていただきます!

(SNSがない場合は公取協まで動画等を送っていただくことも可能です!)



例えば…

「展示前(入庫時)にバイクの状態をキチンとチェック、不具合があれば整備や部品交換を実施しています」

「キズ、ヘコミ、エンジンの調子等、ありのままの状態を品質評価書で表示、お客様に丁寧に説明します」

「公取協の講習会を受講した品質評価者がいます。ご不明な点は何でもご相談ください」

「下取りや買い取りの際には査定基準に基づき査定を実施、結果は書面で説明します」

など、コメントと一緒に動画を撮影していただき、SNSに投稿してください。

投稿のステップ

STEP
1

まずは、「品質評価実施店」として、下記の事項を実施しているかチェック

- 品質評価、品質査定を実施している
- 品質評価書を表示している
- 品質評価実施店であることをステッカーやのぼり、HP等でPRしている

STEP
2

「品質評価実施店」としての安心のポイントやお店のPRポイントについてのコメント、お店の様子などについて、自店でショートムービーを撮影(写真でも可)

STEP
3

SNS(Facebook、Twitter、Instagram)にハッシュタグ **#品質評価実施店** を付けて投稿

※写真を投稿する場合は、安心のポイントをコメントで投稿してください

※SNSを利用していない場合は、当協議会のメールアドレス宛(nirin-info@aftc.or.jp)に、動画または写真を添付して、送信していただくことも可能です。

(データ容量が大きい場合は、データ転送サービス等をご利用ください 例:firestorage等)

投稿(送付)していただいた動画の内容を確認させていただき、
当協議会SNSやホームページに公開

注意事項

■投稿の条件について

店頭におけるプライスカード等の適正表示の実施、品質評価・品質査定の実施及び中古バイクに品質評価書が掲示されていることが条件となります

■構成内容について

- ・商品広告につながるような内容(商品や販売価格の紹介等)や他店の誹謗中傷になるような内容は避けてください。
- ・ユーザーの見やすさを考慮し、動画は1~2分程度を目安に作成してください。(あくまで目安なので前後することは問題ございません)



動画が以下のような内容の場合は、当協議会のSNSやホームページ等でご紹介させていただくことができません。また、投稿した動画も削除していただきます。

- ・商品や販売価格の紹介等、商品広告につながる内容
- ・他のお店や商品を誹謗中傷するような内容
- ・実際にはやっていない、表示していない等、実際とは異なる虚偽の内容

動画の撮影

「品質評価実施店としての安心ポイント」が伝わるような内容を、必ず盛り込んでください。
また、よりユーザーに親しみやすい動画になるよう、「お店やスタッフさんの雰囲気(お店自体のご紹介)」が伝わる映像を加えてみましょう。

お店の雰囲気を伝えるPR映像(例)

①お店の紹介 ▶ お店のPRポイントなど

例) お店の全景の映像



●コメント例
「お店は●●駅徒歩▲分、駐車場も完備しています」

例) 展示車や試乗車の映像



●コメント例
「試乗車を沢山ご用意しています。是非乗って体感してください」

例) 実施店ステッカーの映像



●コメント例
「当店は、公取協品質評価実施店です。」

例) プライスカードや品質評価書の映像



●コメント例
「公取協のルールに沿って展示車にプライスカードを掲示しています」

1〜2分程度(目安)

実施店としてのPRコメント(例)

②「安心のポイント」の紹介やお客様へのメッセージ ▶ 「品質評価書の掲示」や「商談時の丁寧な説明」等の購入いただく際の安心のポイントなど

例) 品質評価書やスタッフ等の映像



●コメント例
「展示前にバイクの状態をキチンと評価し、品質評価書で表示しています」

●コメント例
「評価結果を基に整備しておりますので、安心してご購入いただけます」

サンプル動画

実際に、品質評価実施店で撮影していただいた動画を、公取協のFacebookやTwitter、YouTubeにアップしていますので、自店で撮影される際の参考にしてみてください!

[各SNSで「品質評価実施店」と検索すると、お店紹介動画が簡単に見られます。](#)

Facebook



Twitter



YouTube



「動画は撮影できるが、編集が難しい」などのお悩みがある場合は、一度、公取協までご相談ください!



動画撮影時のキーワード

以下のようなキーワードで、映像やコメントを用意していただくと、主旨に沿った動画を作成いただけます。是非、参考にいただき、動画を撮影してみてください！

■キーワードの一例

キーワード1「適正表示」

- ・公取協のルールに沿って展示車にプライスカードを表示しています
- ・中古バイクの走行距離数もルールに基づき適正に表示しています

キーワード2「品質評価者」

- ・公取協の講習会を受講して「品質評価者」の資格を取得しています
- ・「品質評価者」が車両の状態についてしっかりご説明します

キーワード3「品質評価実施店」

- ・「品質評価実施店」はこのマークが目印です ・「品質評価実施店」は適正表示を行っています
- ・「品質評価実施店」は品質査定の実施で下取りや買い取りも安心です

キーワード4「品質評価」、「品質査定」

- ・展示前にバイクの状態をチェックして「品質評価書」を掲示しています
- ・「品質評価書」でキズやエンジンの状態等、バイクのコンディションを確認いただけます
- ・下取りや買い取りの際には、査定結果を書面でご説明します

キーワード5「安心」

- ・バイクの品質をチェックしているので「安心」してバイク選びをしていただけます
- ・バイクの品質を把握しているので、アフターサービスも「安心」してお任せください

04

中古バイクの走行距離は、規約に基づき適正に表示してください！

■本年度も「中古バイクの走行距離表示に関する実態調査」を行います

昨年度の実態調査で、会員店19社において不当表示が確認されました。

以下のような表示は不当表示(規約違反)となります。絶対に行わないでください。

オークションで減算車を仕入れ…

オークション 出品票	走行距離
	*10,000km



実走行距離数
として表示

走行距離数 10,000km

走行メーター交換歴車
として表示

走行距離数 交換歴車 km
(交換前0km、交換後10,000km)

オークションで実走行車を仕入れ…

オークション 出品票	走行距離
	25,000km



メーター表示値より
少ないキロ数を表示

走行距離数 15,000km

【規約に基づく走行距離の表示方法】 <https://www.aftc.or.jp/contents/mc/meter/index.html>

【実態調査の概要及び昨年度の調査結果概要】

https://www.aftc.or.jp/content/files/mc/news/20210423_iyakukin_kouhyou.pdf